

阿見町国民保護計画

平成28年3月

阿見町

この計画に使われている主な用語の定義等は次のとおりです。

1 用語の定義

用 語	定 義
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施するものであり、避難、救援、武力攻撃災害への対処等である。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。
指定地方公共機関	県の区域においてガス、輸送、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するもの。
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項を定めたもの。
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。
テロ	攻撃を実施する主体が国家ではなく、特定や補足が困難である者が、自らの政治目的を達成するために暴力を用いて恐怖心を与える攻撃。
指定行政機関	国の中央行政機関のうち、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第1条に定める機関。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関。

2 法律・機関名等の略称

略 称	正 式 名 称
国民保護法（法）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
国民保護法施行令（令）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
基本指針（基）	国民の保護に関する基本指針
町国民保護対策本部	阿見町国民保護対策本部（本部長：町長）
町国民保護現地対策本部	阿見町国民保護現地対策本部
町国民保護協議会	阿見町国民保護協議会（会長：町長）
町地域防災計画	阿見町地域防災計画

目 次

第1編	総 則	1
第1章	計画の基本	1
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の役割と事務又は業務の大綱	5
第4章	町の地理的、社会的特徴	7
第5章	町国民保護計画が対象とする事態	10
第2編	平素からの備えや予防	15
第1章	組織・体制の整備等	15
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	29
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	33
第4章	国民保護に関する啓発	35
第3編	武力攻撃事態等への対処	36
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	36
第2章	町国民保護対策本部の設置等	39
第3章	関係機関相互の連携	44
第4章	警報及び避難の指示等	48
第5章	救援	59
第6章	安否情報の収集・提供	61
第7章	武力攻撃災害への対処	64
第8章	被災情報の収集及び報告	74
第9章	保健衛生の確保その他の措置	75
第10章	国民生活の安定に関する措置	77
第11章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	78
第4編	復旧等	80
第1章	応急の復旧	80
第2章	武力攻撃災害の復旧	81
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	82
第5編	緊急対処事態への対処	83

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の基本

第 1 節 町国民保護計画の目的

1 町国民保護計画の目的（法第 3 条第 2 項，法第 3 5 条第 1 項）

この計画は，国民保護法第 3 5 条の規定に基づき作成したものであり，武力攻撃事態等においては，国民保護法その他の法令，基本指針，県国民保護計画及びこの計画に基づき，町民の協力を得つつ，関係機関と連携協力し，避難・救援等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

2 町国民保護計画に定める事項（法第 3 5 条第 2 項）

この計画においては，町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 3 5 条第 2 項各号に掲げる事項について定めるほか，関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

第 2 節 計画の構成

町国民保護計画の構成は次のとおりとする。

- 第 1 編 総則
- 第 2 編 平素からの備え
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態における対処

第 3 節 町地域防災計画等との関連

この計画は，武力攻撃事態等において，町民の避難，避難住民等の救援，武力攻撃災害への対処等の国民保護措置について定めており，この計画に明記されていない事項については「町地域防災計画」等において定められている防災に関する既存の取組を活用することとする。

第 4 節 計画の見直し，変更手続

1 計画の見直し（法第 3 5 条第 8 項）

町国民保護計画については，今後，国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築，県国民保護計画の見直し，国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ，不断の見直しを行う。

なお，町国民保護計画の見直しに当たっては，町国民保護協議会の意見を尊重するとともに，広く関係者の意見を求めるものとする。

2 計画の変更手続（法第35条第8項，第39条第3項）

本計画の変更にあたっては，計画作成時と同様，町国民保護協議会に諮問の上，知事に協議し，その同意を得た後，町議会に報告し，公表する。（国民保護法施行令に定める軽微な変更を除く。）

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、武力攻撃事態等において、町民の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施することとなる。

町が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たっての、特に留意すべき事項と基本方針は次のとおりである。

1 基本的人権の尊重（法第5条）

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、町民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 町民の権利利益の迅速な救済（法第6条）

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の町民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理する。

3 町民に対する情報提供（法第8条）

町は、武力攻撃事態等においては、町民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保（法第3条）

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備を図る。

5 町民の協力（法第4条）

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、町民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、町民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重（法第7条）

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法第9条）

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意するとともに、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法第22条）

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

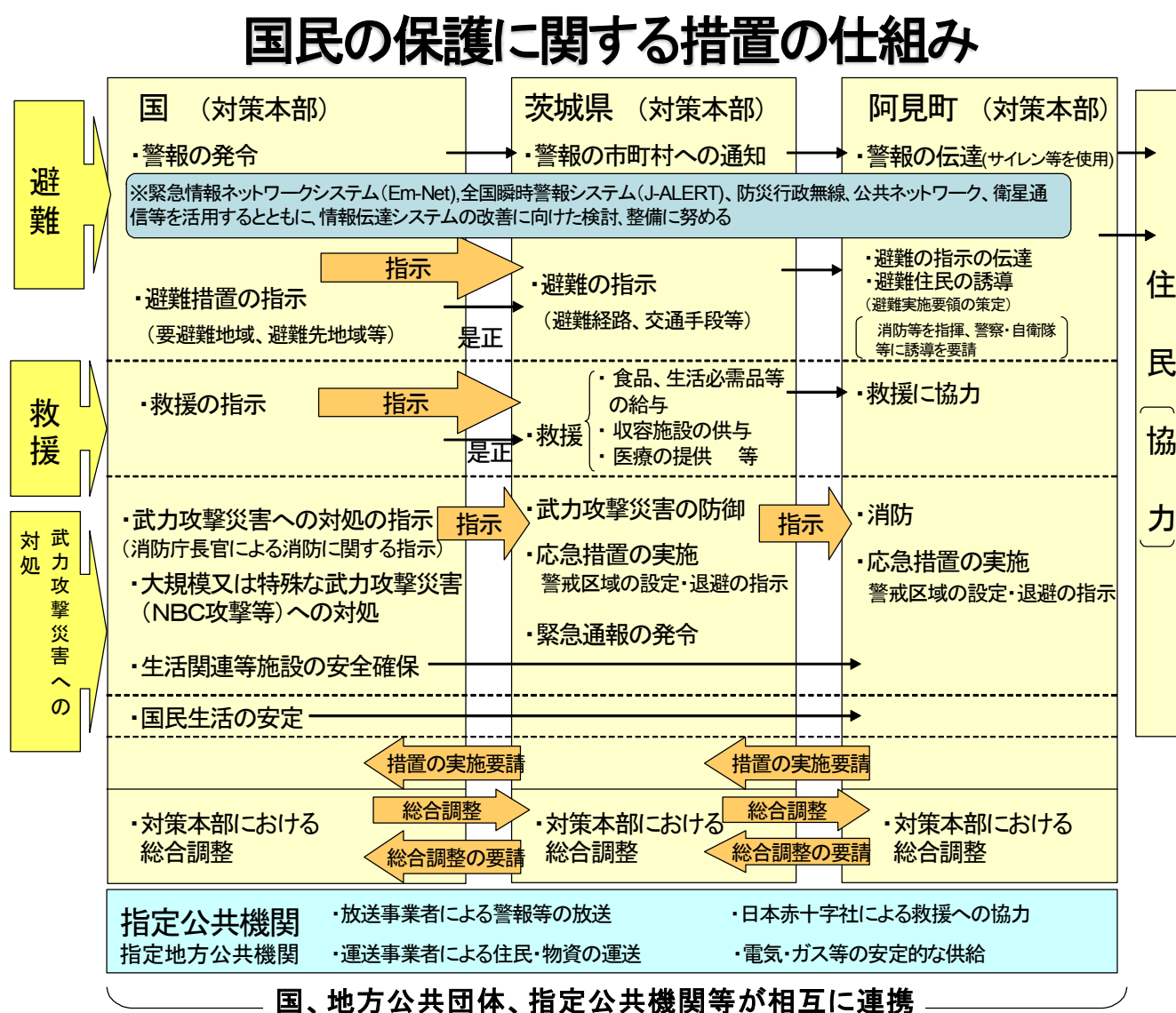
また，要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては，その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の役割と事務又は業務の大綱

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割をあらかじめ把握する。なお、関係機関の事務又は業務の大綱は次のとおりである。

第1節 国民保護措置の仕組み

国民保護措置を実施するに当たっての、国、県、市町村等の役割は次のとおりである。



第2節 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、町は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【町の事務】

機関の名称	事務又は業務の大綱
阿 見 町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】（資料編に記載）

【指定公共機関及び指定地方公共機関】（資料編に記載）

第4章 町の地理的，社会的特徴

第1節 地形

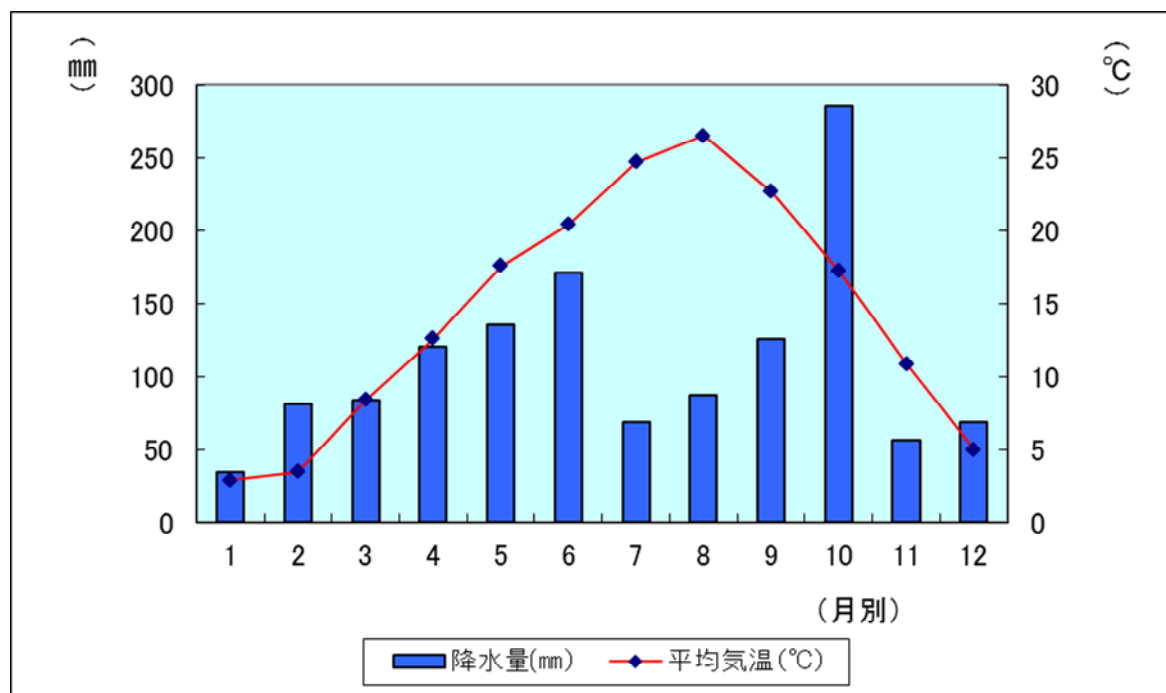
阿見町は，茨城県の南部に位置する東西 11km，南北 9km，総面積 71.40 km²（湖面を含む）のまちで，東は稲敷郡美浦村，西は土浦市，南は牛久市及び稲敷市と接し，北は日本第2位の湖である霞ヶ浦に面している。

地形は平坦であり，町内を乙戸川，桂川，晴明川及び花室川の4つの川が流れ，随所に平地林がみられるなど，豊かな自然に恵まれている。

第2節 気候

阿見町は，霞ヶ浦に面しているため，冬は北西の季節風が吹き乾燥するが，年間を通して比較的温暖な気候となっている。

阿見町の月別平均気温，月別降水量(平成24年度～平成26年度の平均)

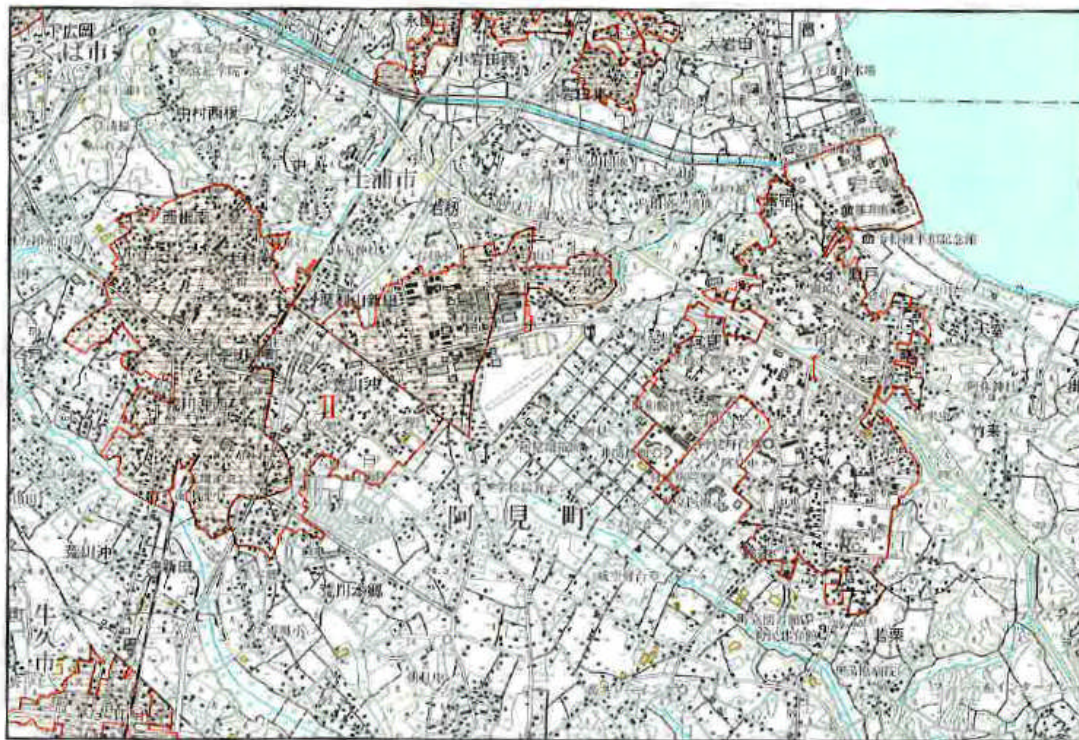


資料:阿見町消防本部

第3節 人口分布

本町の人口は約 48,000 人で、町の中央部（大字青宿，大字曙，大字阿見，大字鈴木，岡崎一丁目～岡崎三丁目，中郷二丁目～三丁目，西郷三丁目，中央一丁目～中央八丁目）と，町の西部（大字荒川本郷，本郷一丁目～三丁目，うずら野一丁目～四丁目，住吉一丁目～住吉二丁目）が人口集中地区として設定されている。

443 稲敷郡阿見町 Inashiki-gun Ami-machi



第4節 道路の位置等

1 高速道路

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が、町南部を東西に横貫しており、町内には二つのインターチェンジ（牛久阿見インターチェンジ及び阿見東インターチェンジ）が設置されている。

また、常磐自動車道が、町北西部に隣接する土浦市を南北に縦貫しており、同じく町南部に隣接する牛久市内において、つくばジャンクションで圏央道と接続している。

2 主要国道等

町北部を東西に横貫する形で国道 125 号線が走っており、本道は土浦市中心部に向かい、阿見美浦バイパスは土浦市内で国道 6 号線と交差する。また、町南部は県道 25 号線が東西に横貫するほか、町西部は県道 48 号線が、町中央部は県道 34 号線が、町東部は県道 231 号線がそれぞれ南北に縦貫しており、さらにそれらの道路をつなぐ形で町道が縦横に走っている。

第5節 鉄道、飛行場の位置等

鉄道は、町北西部の一部を J R 常磐線が南北に走るのみであるが、隣接する土浦市及び牛久市には複数の駅が位置し、町からのアクセスもよいことから、多数の町民が利用している。

第6節 自衛隊施設等

自衛隊施設は、町内に複数の施設が所在する。町北部の青宿地内には、陸上自衛隊土浦駐屯地が位置し、町西部のうずら野地内には、陸上自衛隊朝日分屯地がそれぞれ位置する。また、町北西部では、土浦市との市町村界をまたぐ形で、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地が位置する。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

第1節 武力攻撃事態

1 武力攻撃事態の種類

武力攻撃事態として、以下に掲げる事態を想定する。

(1) 着上陸侵攻

ア 特徴

- (ア) 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- (イ) 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
- (ウ) 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
- (エ) 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、原子力施設、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

イ 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ア 特徴

- (ア) 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、相手もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、行政機関の集中地区、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。
- (イ) 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、原子力施設が攻撃された場合には二次被害の発生も予想され、被害の範囲が拡大するおそれがある。さらに、攻撃手段としてダーティボム（※）が使用される場合がある。
※ダイナマイト等の通常爆発物を用いて放射性物質を飛散させるタイプの兵

器。破壊ではなく汚染が目的であり、目標を長期間使用不能にしたり、心理的圧迫を与えることができる。

イ 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む）と県、県警察は、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、知事又は市町村長の退避の指示又は警戒区域の設定など適切な措置を行うことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃

ア 特徴

- (ア) 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭（※））を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- (イ) 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

※Nuclear（核）・Biological（生物）・Chemical（化学）の特性を使用した弾頭

イ 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

ア 特徴

- (ア) 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。
- (イ) 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを相手国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインを支える重要施設が目標となることもあり得る。
- (ウ) 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
- (エ) 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

イ 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 NBC攻撃の特徴

NBC攻撃の特徴や主な対応は次のとおりである。

(1) 核兵器等（N：Nuclear）

ア 核攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（※）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

※物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものがもつようになる放射能

イ 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療に当たる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

ウ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

エ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

(2) 生物兵器（B：Biological）

ア 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

イ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

ウ したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

(3) 化学兵器（C：Chemical）

- ア 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下を這うように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。
- イ このため、国や関係機関との連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

第2節 緊急対処事態

緊急対処事態として、以下に掲げる事態を想定する。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) 原子力事業所等の破壊
- (イ) 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- (ウ) 危険物積載船への攻撃
- (エ) ダムの破壊

イ 被害の概要

- (ア) 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害
 - ・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。
 - ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
- (イ) 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害
 - ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
- (ウ) 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害
 - ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
- (エ) ダムが破壊された場合の主な被害
 - ・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- (イ) 列車等の爆破

イ 被害の概要

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- (イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- (ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- (エ) 水源地に対する毒素等の混入

イ 被害の概要

(ア) 放射性物質等

- ・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。
- ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
- ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

(イ) 生物剤（毒素を含む）による攻撃

- ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。
- ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。

(ウ) 化学剤による攻撃

- ・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

ア 事態例

- (ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- (イ) 弾道ミサイル等の飛来

イ 被害の概要

- (ア) 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

- (イ) 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

- (ウ) 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1項 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、次のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

第1節 町の各部課室における平素の業務

町の各部等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【町の各部等における平素の業務】

部等名	平素の業務
総務部	・ 広報広聴に関すること ・ 報道機関との連絡に関すること ・ 職員の人事に関すること ・ 職員の研修に関すること ・ 予算措置に関すること ・ 町国民保護協議会の運営に関すること ・ 町国民保護対策本部に関すること ・ 物資及び資材の備蓄等に関すること ・ 国民保護措置についての訓練に関すること ・ 国民保護に係る関係機関との連絡調整に関すること ・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること ・ 特殊標章等の交付等に関すること
町民部 保健福祉部	・ 救援体制の整備に関すること ・ 避難施設の運営体制の整備に関すること ・ 高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・ 安否情報の収集体制の整備に関すること ・ 埋葬及び火葬に関すること
生活産業部	・ 救助物資の調達に関すること ・ 廃棄物処理に関すること ・ 防疫体制の整備に関すること

部等名	平素の業務
都市整備部	・ 下水道機能の確保に関する事 ・ 輸送手段の確保に関する事 ・ 救助物資の輸送に関する事 ・ 危険建物・区域の安全確保に関する事 ・ 住宅の整備に関する事 ・ 土木資材の調達に関する事 ・ 水道水の安全・安定確保に関する事
会計課	・ 措置の実施に要する費用の支弁等に関する事
議会事務局	・ 他の部等への応援に関する事
教育委員会	・ 学校施設の管理に関する事 ・ 児童・生徒の安全確保に関する事 ・ 文化財の保護に関する事 ・ 避難施設の運営体制の整備に関する事

第2節 町職員の参集基準等

1 職員の迅速な確保

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保する体制を取る。

2 24時間即応体制

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、稲敷広域消防本部（以下「消防本部」という。）との連携を図りつつ当直等による24時間即応体制を取る。

3 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を取るとともに、その参集基準を定める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①担当課室体制	町地域防災計画に定める警戒配備体制職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	町の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	町の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	町国民保護対策本部設置の通知がない場合	町の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		町の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

4 職員への連絡手段の確保

(1) 勤務時間中における連絡

庁内放送及び電話等により関係する職員に参集の連絡をする。

(2) 勤務時間外における連絡

町国民保護対策本部員及び事務局職員は、常時、携帯電話を携帯して連絡手段を確保する。

5 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員とし

て指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町国民保護対策本部長、町国民保護対策副本部長及び町国民保護対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【町国民保護対策本部長、副本部長及び本部員の代替職員】

名 称	代替職員（第 1 順位）	代替職員（第 2 順位）
町 長	副 町 長	教 育 長
副 町 長	教 育 長	総 務 部 長

6 職員の服務基準

町は、3に掲げる職員参集基準における①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

7 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町国民保護対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

第3節 消防機関の体制

1 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、初動体制及び職員の参集基準を定め、特に初動時における町と消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

2 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図るとともに、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施し、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第4節 国民の権利利益の救済に係る手続等

1 国民の権利利益の迅速な救済（法第159条ほか）

町は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の町民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、町民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開

設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、町民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【町民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項, 80条第1項, 115条第1項, 123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条, 175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条, 175条)	

2 町民の権利利益に関する文書の保存

町は、町民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、町文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。また、町民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2項 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力する。このため、関係機関との連携体制の整備を次のとおり行う。

第1節 基本的考え方

1 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

2 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

3 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、町国民保護協議会等を活用することにより、関係機関の積極的な参加を促進する。

第2節 県との連携

1 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と連携を図る。

2 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

3 町国民保護計画の県への協議（法第35条第5項）

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

4 県警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

第3節 近接市町村との連携（法第35条第4項）

1 近接市町村との連携

町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

2 消防機関の連携体制の整備

町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

第4節 指定公共機関等との連携

1 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

2 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、医師会、災害拠点病院、救命救急センター等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

3 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、必要な連携体制の整備を図る。

第5節 ボランティア団体等に対する支援

1 自主防災組織等に対する支援（法第4条第3項）

町は、自主防災組織及び自治会のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間及び消防団等との間の連携が図られるようにする。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の整備の促進を図る。

2 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援（法第4条第3項）

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてその活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備を図る。

第3項 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための非常通信体制の整備を次のとおり行う。

1 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、防災無線など非常通信体制の確保を図るとともに、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

施設・設備面	・武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達できるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政無線、公共ネットワーク、衛星通信等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。
	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況を収集し、県国民保護対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

・町民に情報を提供するに当たっては、全国瞬時警報システム（J-A L E R T），防災行政無線，広報車両，テレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。），携帯電話（エリアメール機能を含む。），ワンセグ，県防災情報メール，ツイッター等のあらゆる手段の活用を図るとともに，高齢者，障害者，外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い，体制の整備を図る。

第4項 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行う。このため、情報収集・提供等の体制整備を次のとおり行う。

第1節 基本的考え方

1 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

2 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保を図る。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

3 関係機関における情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等を推進する。

第2節 警報等の伝達に必要な準備

1 警報の伝達体制の整備（法第47条）

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

2 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

3 県警察との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

4 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

5 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の通知を受けたときに町長が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

6 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備（法第94条）

1 安否情報の種類及び報告方法

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書により、県に報告する。報告は原則安否情報システムで行うこととし、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、書面（電子的記録、電磁的記録を含む。）により報告することとする。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ その他個人を識別するための情報
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者から照会に対する回答の希望
- ⑬ 知人からの照会に対する回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意

2 死亡した住民

(上記①～⑦に加えて)

- ⑧ 死亡の日時, 場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要な情報
- ⑪ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

2 安否情報収集のための体制整備 (法第94条第1項)

町は, 収集した安否情報を円滑に整理, 報告及び提供することができるよう, あらかじめ, 町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに, 職員に対し, 必要な研修・訓練を行う。また, 県の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)の確認を行う。

3 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は, 安否情報の収集を円滑に行うため, 医療機関, 諸学校, 大規模事業所等安否情報を保有し, 収集に協力を求める可能性のある関係機関の所在及び連絡先等について, あらかじめ把握する。

第4節 被災情報の収集・報告に必要な準備

1 情報収集・連絡体制の整備 (法第127条第1項)

町は, 被災情報の収集, 整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため, あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに, 必要な体制の整備を図る。

2 担当者の育成

町は, あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し, 情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成を図る。

第5項 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、町における研修及び訓練の在り方について必要な事項を、次のとおり定める。

第1節 研修

1 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

2 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

3 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

第2節 訓練

1 町における訓練の実施

町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。

2 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- (1) 町国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町国民保護対策本部設置運営訓練

- (2) 警報・避難の指示等の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- (3) 避難誘導訓練及び救援訓練

3 訓練に当たっての留意事項

- (1) 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- (2) 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会、自主防災組織の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- (3) 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- (4) 町は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- (5) 町は、県と連携し、学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- (6) 町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

町は、住民に対する避難の指示があったときは、直ちに、避難実施要領を定め、住民の避難に関する措置を実施する。このため、避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める。

第1節 避難に関する基本的事項

1 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【町国民保護対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 地図
- 区域内の道路網のリスト
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト
- 災害時要援護者の避難支援プラン

2 隣接する市町村との連携の確保

町は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

3 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

4 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

5 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

第2節 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

第3節 救援に関する基本的事項（法第76条）

1 県との調整

町は、県から救援の一部の事務を町において行うこととされた場合や町が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、町の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

2 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

第4節 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

1 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車両等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- ④ 飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

2 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

第5節 避難施設の指定への協力（法第148条，第149条）

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

第6節 生活関連等施設の把握等

1 生活関連等施設の把握等

町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

【生活関連等施設の種類】

国民保護法施行令	各号	施 設 の 種 類
第27条	1号	発電所，変電所
	2号	ガス工作物
	3号	取水施設，貯水施設，浄水施設，配水池
	4号	鉄道施設，軌道施設
	5号	電気通信事業用交換設備
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設，係留施設
	8号	滑走路等，旅客ターミナル施設，航空保安施設
	9号	ダム

国民保護法施行令	各号	施 設 の 種 類
第 2 8 条	1 号	危険物
	2 号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）
	3 号	火薬類
	4 号	高圧ガス
	5 号	核燃料物質（汚染物質を含む。）
	6 号	核原料物質
	7 号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）
	8 号	毒劇薬（薬事法）
	9 号	電気工作物内の高圧ガス
	10号	生物剤，毒素
	11号	毒性物質

2 町が管理する公共施設等における警戒

町は，その管理に係る公共施設等について，特に情勢が緊迫している場合等において，必要に応じ，生活関連等施設の対応も参考にして，県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において，県警察との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄，整備

町が備蓄，整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について，以下のとおり定める。

第1節 町における備蓄

1 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については，従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから，可能であるものについては，原則として，国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに，武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について，備蓄し，又は調達体制を整備する。

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については，国がその整備や整備の促進に努めることとされ，また，安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては，国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており，町としては，国及び県の整備の状況等も踏まえ，県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤，天然痘ワクチン，化学防護服，放射線測定装置，放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

3 県との連携

町は，国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について，県と密接に連携して対応する。

また，武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても，国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう，他の市町村や事業者等との間で，その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど，必要な体制を整備する。

第2節 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

1 施設及び設備の整備及び点検

町は，国民保護措置の実施も念頭におきながら，その管理する施設及び設備について，整備し，又は点検する。

2 ライフライン施設の機能性の確保

町は，その管理する上下水道施設等のライフライン施設について，自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ，系統の多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

3 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民が取るべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を、次のとおり定める。

第1節 国民保護措置に関する啓発（法第43条）

1 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組を含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

2 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

3 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

第2節 武力攻撃事態等において住民が取るべき行動等に関する啓発（法第98条）

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民が取るべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、町は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり，建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には，当初，その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。

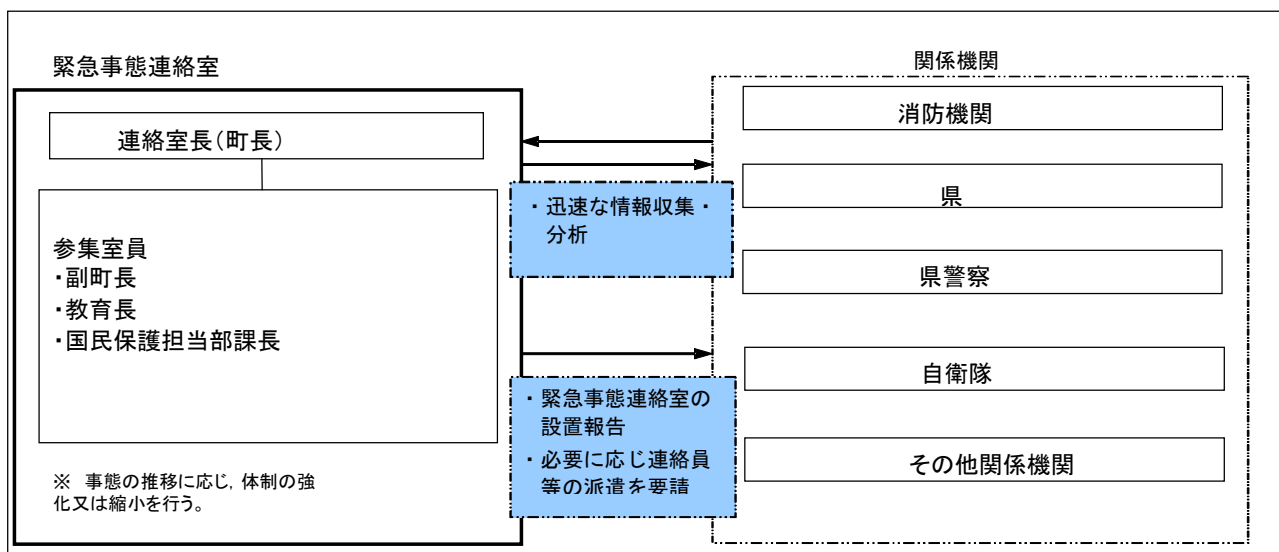
また，他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても，事案発生時に迅速に対応できるよう，即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため，町は，武力攻撃事態や緊急処理事態の認定が行われる前の段階において，住民の生命，身体及び財産を保護するための初動体制を次のとおり確立する。

第1節 町緊急事態連絡室の設置及び初動措置（法第29条第11項）

1 町緊急事態連絡室の設置

- (1) 町長は，現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては，速やかに，県及び県警察に連絡を行うとともに，町としての確かつ迅速に対処するため，緊急事態連絡室を速やかに設置する。



- (2) 緊急事態連絡室は，消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め，国，県，関係する指定公共機関，指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに，緊急事態連絡室を設置した旨について，県に連絡を行う。

この場合，緊急事態連絡室は，迅速な情報の収集及び提供のため，現場における消防機関との通信を確保する。

2 初動措置の実施

町は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

町は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

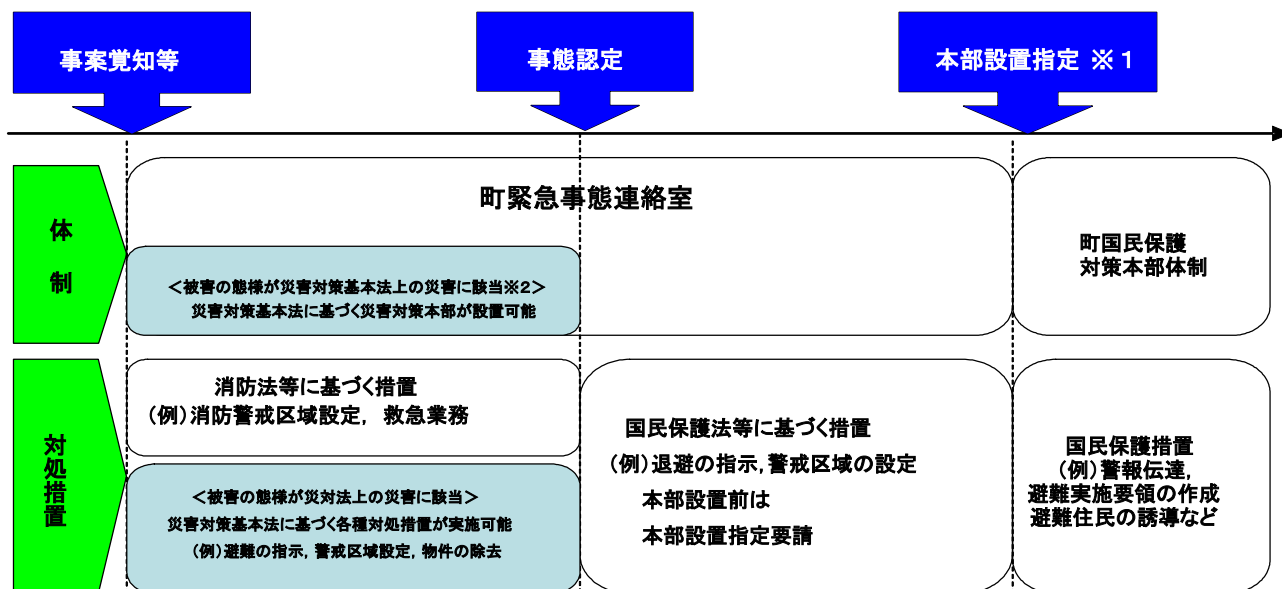
また、政府による事態認定がなされ、町に対し、町国民保護対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

3 関係機関の支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

4 対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに町国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。なお、町国民保護対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。



※ 1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※ 2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

第2節 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 町国民保護対策本部の設置等

町国民保護対策本部を設置する場合の手順やその組織、機能等は、次のとおりである。

第1節 町国民保護対策本部の設置（法第27条第1項）

1 町国民保護対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

(1) 町国民保護対策本部を設置すべき町の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して町国民保護対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

(2) 町国民保護対策本部員及び町国民保護対策本部事務局職員の参集

町国民保護対策本部事務局職員は、町国民保護対策本部員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、町国民保護対策本部に参集するよう連絡する。

(3) 町国民保護対策本部室の開設

町国民保護対策本部事務局職員は、町庁舎301会議室に町国民保護対策本部を開設するとともに、町国民保護対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認。）

(4) 町長による町国民保護対策本部の設置

町長は、町国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定を受けた場合、直ちに町国民保護対策本部を設置する。

町長は、町国民保護対策本部を設置したときは、町議会に町国民保護対策本部を設置した旨を連絡する。

(5) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(6) 本部の代替機能の確保

町は、町庁舎が被災した場合等町国民保護対策本部を町庁舎内に設置できない場合に備え、以下のとおり町国民保護対策本部の予備施設を指定する。

【予備施設の指定】

次に掲げる順位で、町国民保護対策本部の予備施設を指定する。なお、事態時の状況に応じ、町長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

〔第1位〕阿見町水道事務所

〔第2位〕阿見町中央公民館

〔第3位〕その他の町有施設

また、町の区域を越える避難が必要で、区域内に町国民保護対策本部を設置することができない場合には、知事と町国民保護対策本部の設置場所について協議を行う。

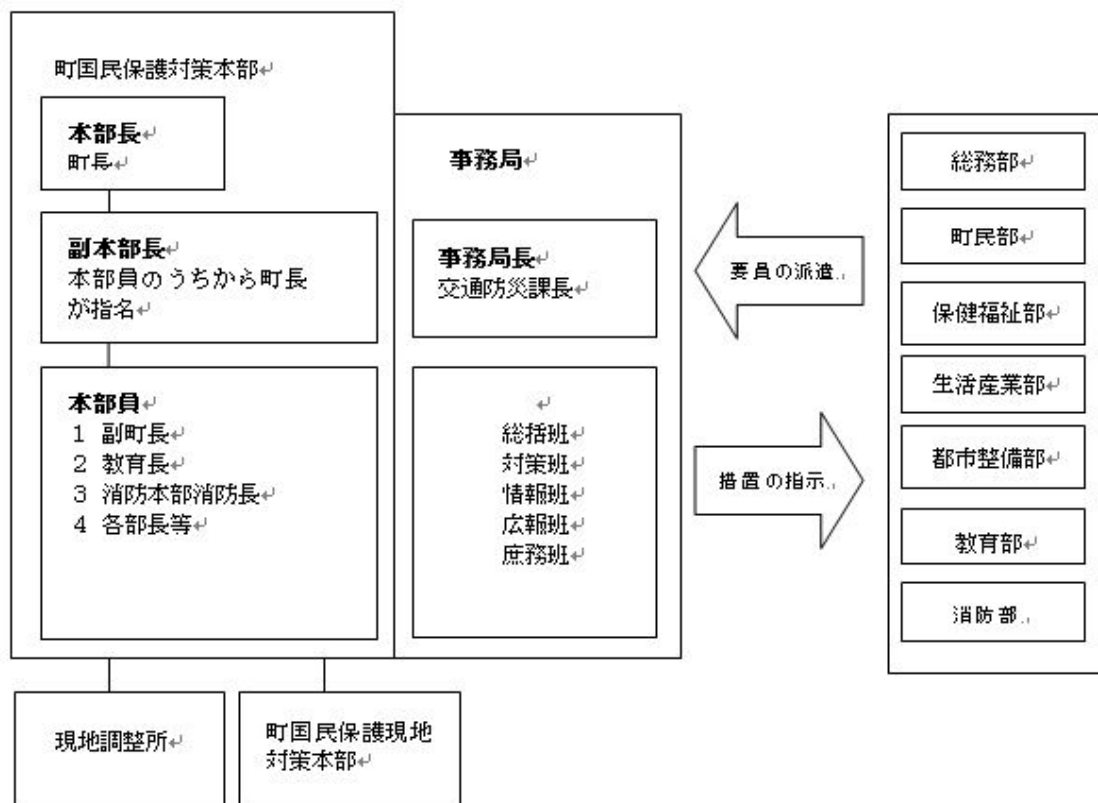
2 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

町長は、町が市町村対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町国民保護対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

3 町国民保護対策本部の組織及び機能

町国民保護対策本部の組織及び機能は次のとおりとする。

(1) 町国民保護対策本部の組織及び機能



※町対策本部長が必要と認めるとき、国の職員その他町の職員以外の者を町対策本部の会議に出席させることが可能である。

(2) 町国民保護対策本部事務局の機能

班	機 能
統括班	・町国民保護対策本部会議の運営に関する事。 ・町国民保護対策本部の会議の開催に関する事。 ・事務局各班間の調整に関する事。 ・特殊標章等又は身分証明書に関する事。
対策班	・各部間の連絡調整に関する事。 ・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入れ等広域応援に関する事項 ・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 ・その他事務局長から特に指示されたこと。
情報班	・武力攻撃及び武力攻撃災害の状況並びに国民の保護のための措置の実施の状況に関する情報並びに被災情報の収集、整理及び伝達に関する事。 ・防災行政無線等の管理及び運用に関する事。 ・町国民保護対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関する事。
広報班	・武力攻撃災害についての一般広報に関する事。 ・被災状況の撮影等に関する事。 ・武力攻撃災害についての広聴及び町民の苦情、陳情、相談等の処理に関する事。
庶務班	・本部員や本部職員のローテーション管理に関する事。 ・その他事務局長から特に指示されたこと。

※町の各部における武力攻撃事態における業務については、資料編に記載。

4 町国民保護対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、町民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町国民保護対策本部事務局における広報広聴体制を次のとおり整備する。

(1) 広報責任者の設置

広報班長は、武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報責任者として広報を一元的に統括する。

(2) 広報手段

ラジオ・テレビ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設等の広報手段を活用する。

(3) 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないように迅速に対応する。

イ 町国民保護対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性が高いときは、町長が直接記者会見を行う。

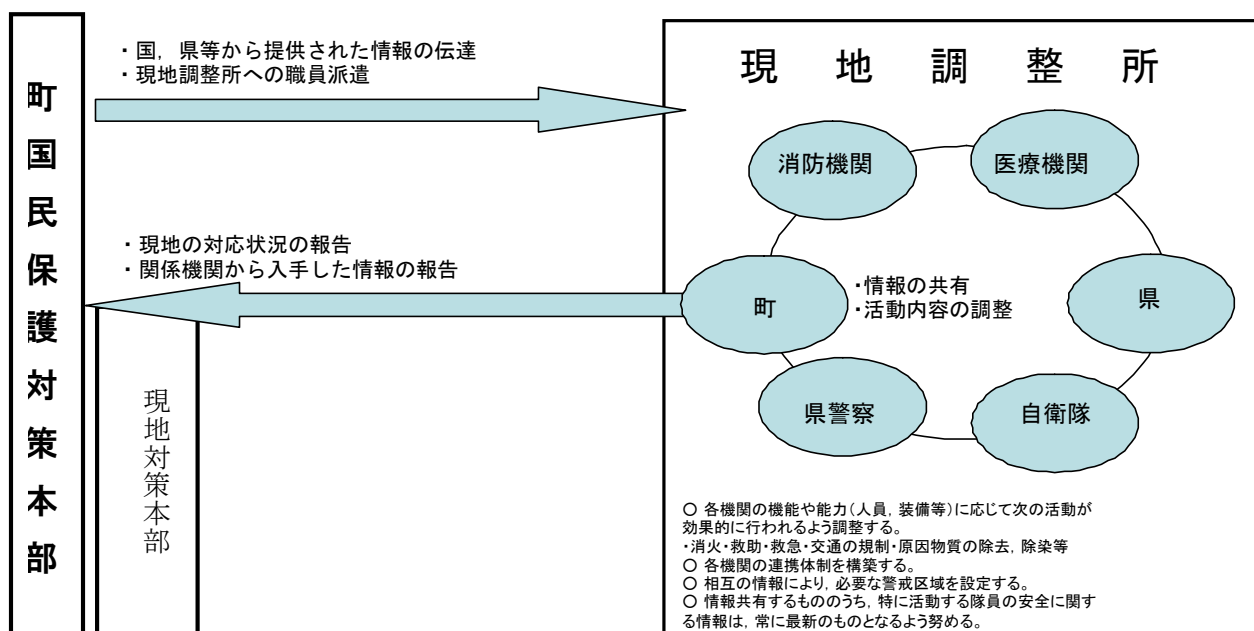
5 町国民保護現地対策本部の設置（法第28条第8項）

町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町国民保護対策本部の事務の一部を行うため、町国民保護現地対策本部を設置する。

町国民保護現地対策本部長や同本部員は、町国民保護対策副本部長、同本部員その他の職員のうちから町国民保護対策本部長が指名する者をもって充てる。

6 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。



7 町国民保護対策本部長の権限

町国民保護対策本部長は、町の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整（法第29条第5項）

町国民保護対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県の対策本部長に対する総合調整の要請（法第29条第6項）

町国民保護対策本部長は、県国民保護対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行う。

よう要請する。また、町国民保護対策本部長は、県国民保護対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町国民保護対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報提供の求め（法第29条第8項）

町国民保護対策本部長は、県国民保護対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法第29条第9項）

町国民保護対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 町教育委員会に対する措置の実施の求め（法第29条第10項）

町国民保護対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町国民保護対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにする。

8 町国民保護対策本部の廃止（法第30条）

町長は、内閣総理大臣から町国民保護対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町国民保護対策本部を廃止する。

第2節 通信の確保

1 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくはインターネット、総合行政ネットワーク（L G W A N）等の固定系通信回線の利用又は特設公衆電話などの臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

2 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

町は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と次のとおり相互に連携する。

第1節 国・県の対策本部との連携

1 国・県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有等を行うこと等により密接な連携を図る。

2 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、職員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、国現地対策本部が合同対策協議会を開催する場合は、国民保護措置に関する情報を交換し、各関係機関が実施する国民保護措置について相互に協力するため、職員を出席させる。

第2節 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請

1 知事等への措置要請

町は国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、要請する理由、活動内容をできる限り明らかにして、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

2 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請（法第16条第5項）

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、要請する理由、活動内容をできる限り明らかにして、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

3 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町は国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、要請する理由、活動内容をできる限り明らかにして、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

1 自衛隊の部隊等の派遣要請等（法第20条）

町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊茨城地方協力本部長又は当該町の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊東部方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。この場合、次の事項を記載した文書により

行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容(※)
- エ その他参考となるべき事項

※ 想定される自衛隊の国民保護措置の内容は次のとおり。

- ・ 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ・ 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の搜索及び救出等）
- ・ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ・ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

- 2 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条）により出動した部隊とも、町国民保護対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

第4節 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- 1 他の市町村長等への応援の要求（法第17条）

町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにし、他の市町村長等に対して応援を求める。

- 2 県への応援の要求（法第18条）

町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにし、知事等に対し応援を求める。

- 3 事務の一部の委託（法第19条）

- (1) 町が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにし委託を行う。

- ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- イ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

- (2) 町は、他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、上記事項を告示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに町議会に報告する。

第5節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- 1 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- 2 町は、1の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、1の職員の派遣について、あつせんを求める。

第6節 町の行う応援等

- 1 他の市町村に対して行う応援等（法第17条第1項、第19条）
 - (1) 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - (2) 町長は、他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、速やかに町議会に報告するとともに、町は告示を行い、県に届け出る。
- 2 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法第21条第2項）

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第7節 ボランティア団体等に対する支援等

- 1 自主防災組織等に対する支援（法第4条第3項）

町は、自主防災組織による警報の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等、自主防災組織に対する必要な支援を行う。
- 2 ボランティア活動への支援等（法第4条第3項）

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボ

ランティアへの情報提供，ボランティアの生活環境への配慮，避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入れ体制の確保等に努め，その技能等の効果的な活用を図る。

3 民間からの救援物資の受入れ等

町は，県や関係機関と連携し，国民，企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し，また，救援物資の受入れ，仕分け，避難所への配送等の体制の整備を図る。

第8節 住民への協力要請（法第4条第1項）

町は，国民保護法の規定により，次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には，住民に対し，必要な援助についての協力を要請する。この場合において，要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・ 避難住民の誘導（法第70条）
- ・ 避難住民等の救援（法第80条）
- ・ 消火，負傷者の搬送，被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（法第115条）
- ・ 保健衛生の確保（法第123条）

第4章 警報及び避難の指示等

第1項 警報の通知及び伝達

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要である。このため、町は、警報の通知及び伝達等を次のとおり行う。

第1節 警報の伝達等

1 警報の伝達等

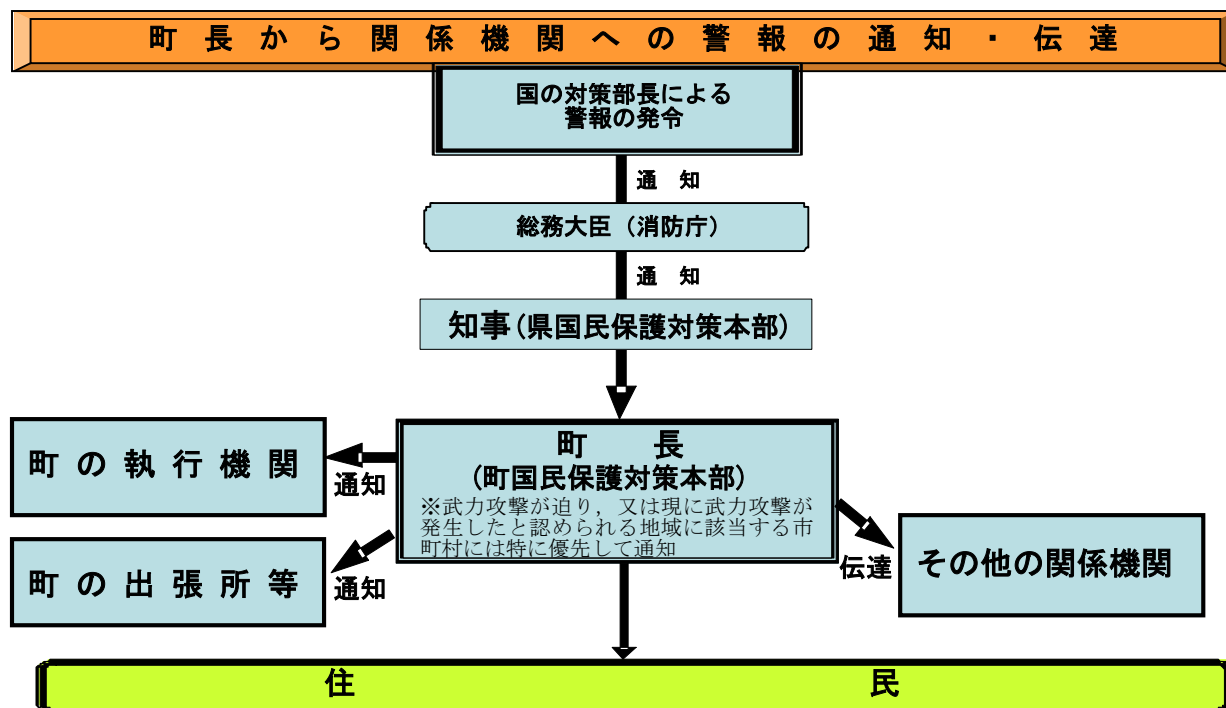
町は、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

2 警報の通知

(1) 町は、当該町の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

(2) 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ（<http://www.town.ami.lg.jp/>）に警報の内容を掲載する。

※ 町長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



第2節 警報の伝達方法

1 警報の伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

(1) 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、国が全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により、武力攻撃事態等において、警報が発令された事実等を町に伝達する。

町は、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

また、同報系防災行政無線による周知と併せて、消防団、自主防災組織、自治会等を活用し、警報が発令された事実等を住民に伝達する。

(2) 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

なお、伝達には音声のみにならず、ビラ・チラシなどの印刷物の配布も同時に行うよう努める。

2 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を効率的に伝達することができるよう、体制の整備に努める。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

3 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しない（その他は警報の発令の場合と同様とする）。

第3節 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2項 避難住民の誘導等

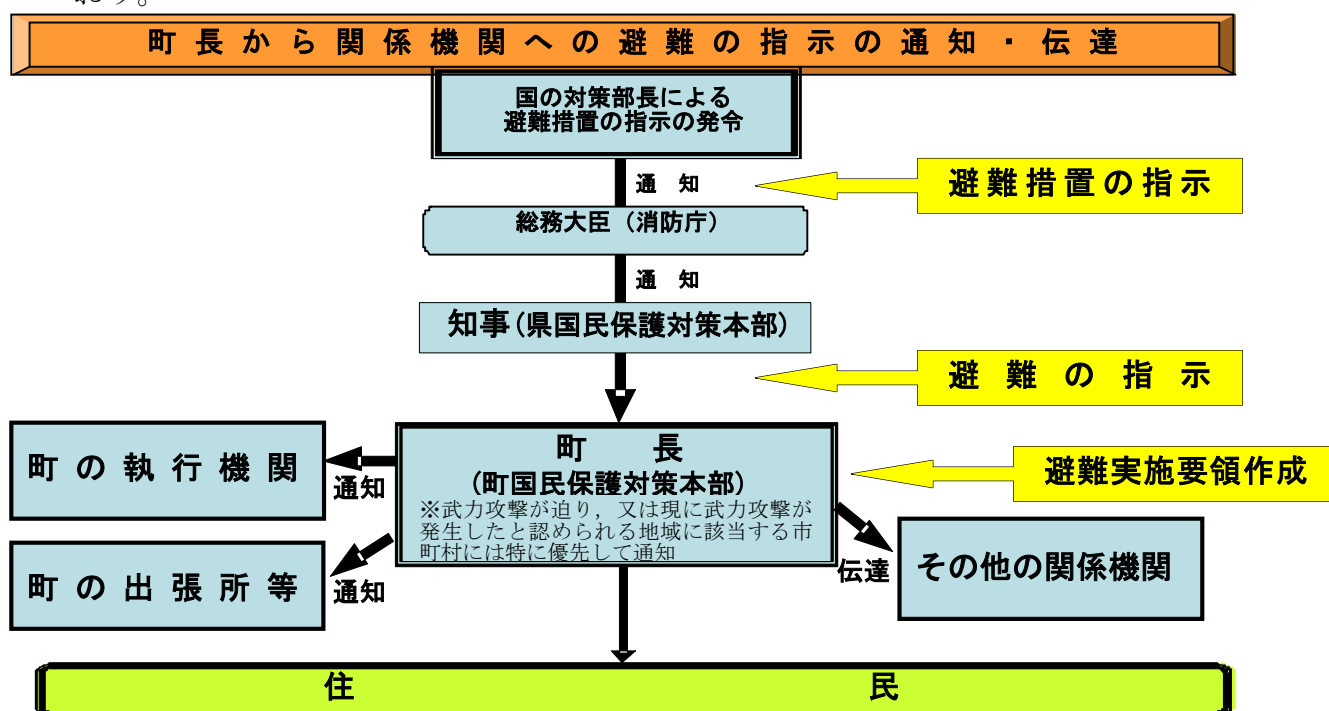
町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について次のとおり定める。

第1節 避難の指示の通知・伝達

1 町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

2 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※ 町長から関係機関への避難の指示の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



第2節 避難実施要領の策定

1 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定する。

なお、避難実施要領に定める事項は次のとおり。

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

- ・ 避難住民の誘導の実施方法，避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 避難の実施に関し必要な事項

2 避難実施要領作成の際の主な留意事項

(1) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに，自治会，事務所等，地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(2) 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(3) 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような，一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに，集合場所への交通手段を記載する。

(4) 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(5) 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認，避難行動要支援者への配慮事項等，集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(6) 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに，避難誘導の開始時間及び避難経路等，避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(7) 町職員，消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう，町職員，消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに，その連絡先等を記載する。

(8) 高齢者，障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者，障害者，乳幼児等，自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために，これらの者への対応方法を記載する。

(9) 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように，残留者の確認方法を記載する。

(10) 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ，食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう，それら支援内容を記載する。

- (11) 避難住民の携行品，服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品，服装について記載する。
 - (12) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。
- 3 避難実施要領の策定における考慮事項
避難実施要領の策定に際しては，以下の点を考慮する。
- (1) 避難の指示の内容の確認
(地域ごとの避難の時期，優先度，避難の形態等)
 - (2) 事態の状況の把握（警報の内容，被災情報の分析等）
(特に，避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
 - (3) 避難住民の概数把握
 - (4) 誘導の手段の把握（屋内避難，徒歩による移動避難，指定地方公共機関等による長距離避難等）
 - (5) 運送手段の確保の調整（県との役割分担，運送事業者との連絡網，一時避難場所の選定等）
 - (6) 要支援者の避難方法の決定（避難支援プラン，避難行動要支援者支援班の設置等）
 - (7) 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路，県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整，道路の状況に係る道路管理者との調整等）
 - (8) 職員の配置（各地域への職員の割り当て，現地派遣職員の選定等）
 - (9) 関係機関との調整（現地調整所の設置，連絡手段の確保等）
 - (10) 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県国民保護対策本部との調整，国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応等）

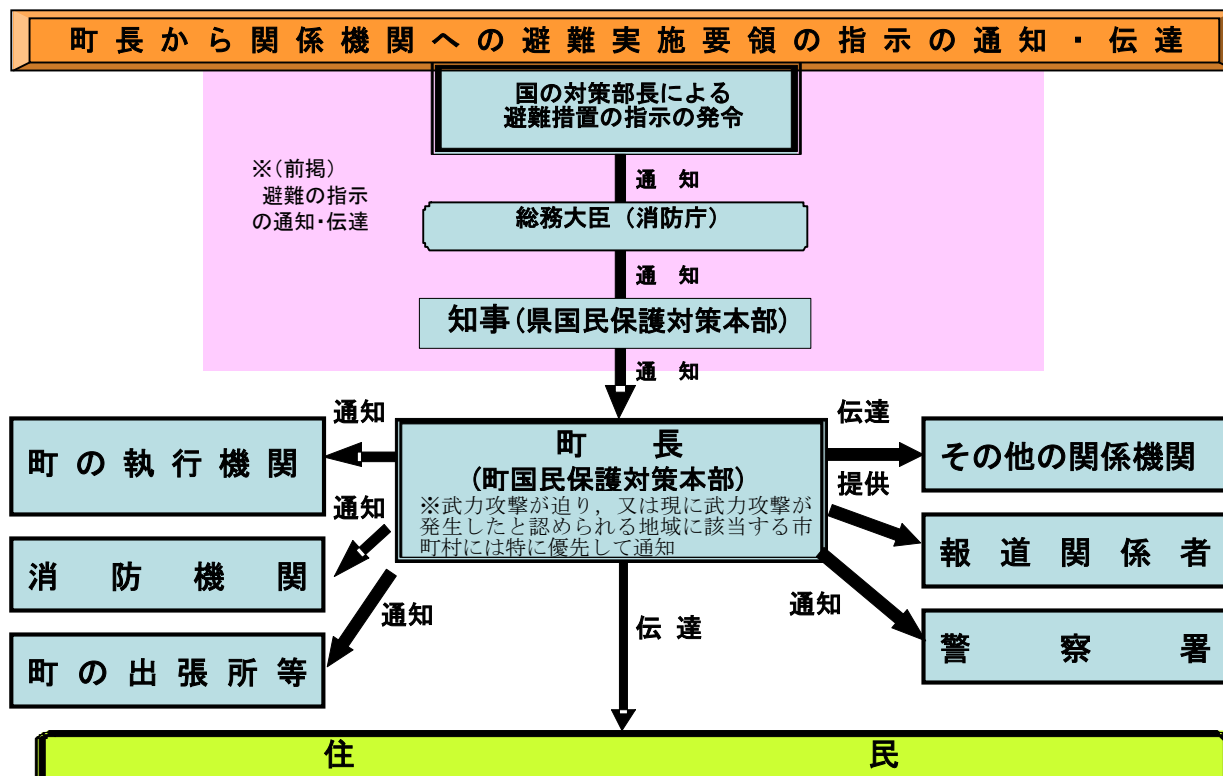
4 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、町の区域を管轄する消防長、牛久警察署長、自衛隊茨城地方協力本部長その他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

※ 町長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



※ 避難実施要領例は下記のとおり。

避難実施要領（例）

茨城県稲敷郡阿見町長
○月 ○日 ○時 現在

- 1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法
阿見町における住民の避難は、次の方法で行うものとする。
 - (1) 阿見町のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。
- 【避難経路及び避難手段】
- 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）
 - バスの場合：阿見町A1地区の住民は、阿見町立A1小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。
 - 集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

鉄道の場合：阿見町A 1地区の住民は，AA駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に，できるだけ自治会，事業所等の単位で行動し，AA駅までの経路としては，できるだけ国道○○号線又はAA通りを使用すること。

集合後は，○日○時○分発B市B 1駅行きの電車で避難する。B市B 1駅到着後は，B市職員及びA市職員の誘導に従って，主に徒歩でB市立B 1高校体育館に避難する。

．．．．以下略．．．

- (2) 阿見町A 2地区の住民は，B市B 2地区にあるB市立B 2中学校を避難先として，○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

．．．．以下略．．．

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう，以下に示す要員及びその責任者等について，市職員等の割り振りを行う。

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 町国民保護対策本部要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難所運営要員
- ・ 水，食料等支援要員等

(2) 残留者の確認

町で指定した避難の実施時間の後，速やかに，避難を指示した地区に残留者がいないか確認する（時間的余裕がある場合は，各世帯に声をかける）。

(3) 高齢者，障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては，傷病者，障害者，高齢者，幼児等を優先的に避難誘導する。また，自主防災組織や自治会など地域住民にも，福祉関係者との連携の下，町職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は，数日分の飲料水や食料品，生活用品，救急医薬品，ラジオ，懐中電灯等，必要なものを入れた非常持出品だけとし，身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は，身軽で動きやすいものとし，帽子や頭巾で頭を保護し，靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの，緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

阿見町国民保護対策本部担当○○

T E L ×××-×××-××××（内線×××）

F A X ×××-×××-××××

．．．．以下略．．．

第3節 避難住民の誘導

1 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、当該町の職員並びに消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会（行政区）、学校区、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、腕章、旗、特殊標章等を携行させるよう努める。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

2 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

3 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

4 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織の代表者や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

5 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

6 高齢者、障害者等への配慮

町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

7 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

8 避難所等における安全確保等

町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

9 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

10 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

11 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

12 避難住民の運送の求め等

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県国民保護対策本部長に、その旨を通知する。

1 3 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

町は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設について、県及び施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等について避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

1 4 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第3節 武力攻撃事態の種類に応じた避難の指示

1 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針を待って行うことが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

(1) ゲリラや特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施する（この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の指示もあり得る。）

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合の避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定する。また、事態の変化等に機敏に対応するため、必要に応じて現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

(3) 退避の指示について

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため緊急の必要がある場合に、地域の実情に精通している町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を待ついとまが

ない場合もあることから、かかる場合には、町長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して、付近の住民に退避を指示するものとする。

3 弾道ミサイルによる攻撃の場合

- (1) 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。
このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設への避難の誘導を行う。
- (2) 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、指示の内容に沿った避難の誘導を行う。
- (3) 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応を取るものとする。
- (4) 弾道ミサイル攻撃は、一般に警報の発令から避難までの時間が短いことから、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、取るべき行動を平素より周知するよう努める。

第5章 救援

第1節 救援の実施

1 救援の実施（法第76条）

町長は、知事から実施すべき救援に関する措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- (1) 収容施設の供与
- (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- (3) 医療の提供及び助産
- (4) 被災者の捜索及び救出
- (5) 埋葬及び火葬
- (6) 電話その他の通信設備の提供
- (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 死体の捜索及び処理
- (10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 救援の補助

町は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

第2節 関係機関との連携

1 県への要請等

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

2 他の市町村との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

3 日本赤十字社との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

4 緊急物資の運送の求め等

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

第3節 救援の内容

1 救援の基準（法第76条）

町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援を行う。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

2 救援に関する基礎資料

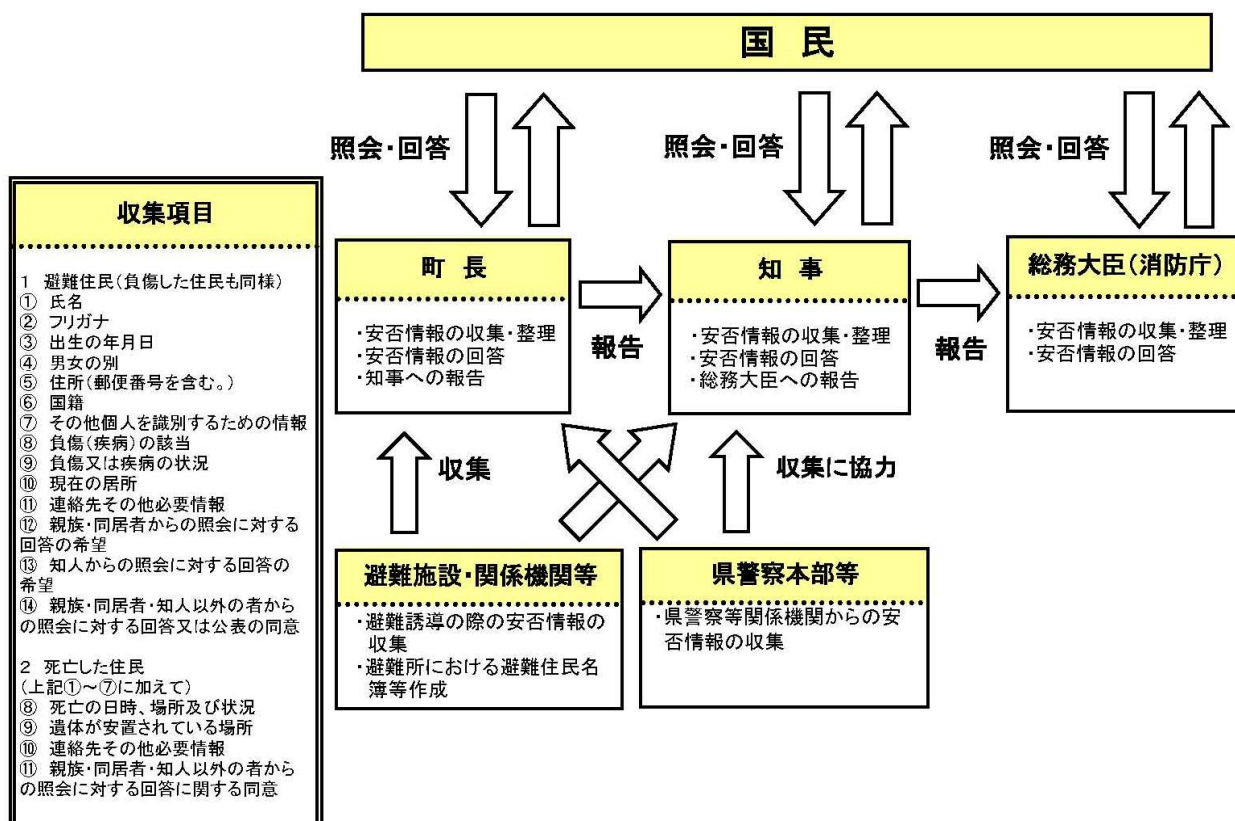
町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町国民保護対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行う。このため、町は、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答を次のとおり行う。

安否情報収集・整理・提供の流れ



第1節 安否情報の収集（法第94条）

1 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報省令第1条に規定する様式第1号・様式第2号に基づき、安否情報の収集を行うほか、平素から把握している諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

2 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を要請する。なお、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものである。

3 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理する。

第2節 知事に対する報告（法第94条）

町は、知事への報告に当たっては、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、原則として安否情報システムにより消防庁に報告し、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

第3節 安否情報の照会に対する回答（法第95条）

1 安否情報の照会の受付

- (1) 町国民保護対策本部を設置したときは、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、住民に周知する。
- (2) 住民からの安否情報の照会については、原則として町国民保護対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。
- (3) 様式第4号には、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項等記載する（ただし、口頭、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。）

2 安否情報の回答

- (1) 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- (2) 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

- (3) 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

3 個人の情報の保護への配慮

- (1) 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- (2) 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

第4節 日本赤十字社に対する協力（法第96条）

町は、日本赤十字社茨城県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、第3節2及び3と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1項 生活関連等施設の安全確保等

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を次のとおり定める。

第1節 武力攻撃災害への対処の基本的考え方（法第97条）

1 武力攻撃災害への対処

町長は、国や県等の関係機関と協力して、町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

2 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

3 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

第2節 武力攻撃災害の兆候の通報（法第98条）

1 町長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災、建造物の倒壊、堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。

2 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2項 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した町の対処に関して次のとおり定める。

第1節 生活関連等施設の安全確保（法第102条）

1 生活関連等施設の状況の把握

町は、町国民保護対策本部を設置した場合は、生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

2 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

3 町が管理する施設の安全の確保

町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、町長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

さらに、一部事務組合を構成して管理している生活関連等施設についても、町は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

第2節 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法第103条）

1 危険物質等に関する措置命令

町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町国民保護対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

(1) 消防本部等所在市（町村）の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市（町村）の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

(2) 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物

及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合)

【措置】

- (1)危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号)
- (2)危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)
- (3)危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)

2 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、町長は、1の(1)から(3)の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第3項 NBC攻撃による災害への対処等

町は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 NBC攻撃による災害への対処(法第107条)

町は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、対処の現場における初動的な応急措置を次のとおり行う。

1 応急措置の実施

町長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

町長は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

町長は、NBC攻撃が行われた場合は、町国民保護対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的

知見，対処能力等に関する情報を共有し，必要な対処を行う。

その際，必要により現地調整所を設置し，現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに，町長は，現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて，当該情報をもとに，県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

町は，NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて，国及び県との連携の下，それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

(1) 核攻撃等の場合

町は，核攻撃等による災害が発生した場合，国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため，汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また，措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに，被ばく線量の管理を行いつつ，活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

町は，措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに，関係機関が行う汚染の原因物質の特定，汚染地域の範囲の特定，被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(3) 化学剤による攻撃の場合

町は，措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに，関係機関が行う原因物質の特定，汚染地域の範囲の特定，被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は，人に知られることなく散布することが可能であり，また，発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより，生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については，こうした特殊性にかんがみ，特に留意が必要である。

このため，町の国民保護担当部署においては，生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ，生物剤の散布等による攻撃の状況について，通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ，保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い，厚生労働省を中心とした一元的情報収集，データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

5 町長の権限

町長は，知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは，措置の実施に当たり，県警察等関係機関と調整しつつ，次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3 号	死体	・移動の制限・移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5 号	建物	・立入りの制限・立入りの禁止・封鎖
6 号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

町長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

6 要員の安全の確保

町長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第4項 応急措置等

町が、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときに自らの判断に基づき行う退避の指示や警戒区域の設定については、次のとおりである。

第1節 退避の指示（法第112条）

1 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県国民保護対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、町長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（例）】

- ・「〇〇，△△」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅ろうな建物など屋内に一時退避すること。
- ・「〇〇，△△」地区の住民については、〇〇地区の△△避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- (1) NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- (2) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がないうちにおいて、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

2 退避の指示に伴う措置等

- (1) 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。
退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- (2) 町長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

3 安全の確保等

- (1) 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないように国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- (2) 町の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて県警察や自衛隊の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- (3) 町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

第2節 警戒区域の設定（法第114条）

1 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している町長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

2 警戒区域設定に伴う措置

- (1) 町長は、警戒区域の設定に際しては、町国民保護対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察及び自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を

決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- (2) 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- (3) 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

- (4) 町長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

第3節 応急公用負担等（法第111条・法第113条）

1 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

2 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- (2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

第4節 消防等に関する措置等

1 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

2 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、町長の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

3 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、当該町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

4 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、3による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

5 消防の応援の受入れ体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

6 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

7 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携の取れた活動を行う。

8 安全の確保

- (1) 町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国及び県の対策本部からの情報を町国民保護対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- (2) その際、町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、町国民保護対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- (3) 被災地以外の市町村長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- (4) 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- (5) 町長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報の収集及び知事への報告を次のとおり行う。

1 被災情報の収集及び報告（法第127条，128条）

- (1) 町は、電話，防災行政無線その他の通信手段により，武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域，発生した武力攻撃災害の状況の概要，人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 町は，情報収集に当たっては，消防機関，県警察との連絡を密にするとともに，特に消防機関は，機動的な情報収集活動を行うため，必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 町は，被災情報の収集に当たっては，県及び消防庁に対し，火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき，電子メール，FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (4) 町は，第一報を消防庁に報告した後も，随時被災情報の収集に努めるとともに，収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い，電子メール，FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお，新たに重大な被害が発生した場合など，町長が必要と判断した場合には，直ちに，火災・災害等即報要領に基づき，県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、保健衛生の確保その他の措置を次のとおり行う。

第1節 保健衛生の確保（法第123条）

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

1 保健衛生対策

町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

2 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

3 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

4 飲料水衛生確保対策

(1) 町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

(2) 町は、地域防災計画の定めに従って、水道水の供給体制を整備する。

(3) 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

5 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

第2節 廃棄物の処理（法第124条）

1 廃棄物処理の特例

- (1) 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- (2) 町は、(1)により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

2 廃棄物処理対策

- (1) 町は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- (2) 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等に係る要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施するため、国民生活の安定に関する措置を次のとおり行う。

第1節 生活関連物資等の価格安定（法第129条）

- 1 町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

第2節 避難住民等の生活安定等

- 1 被災児童生徒等に対する教育
町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。
- 2 公的徴収金の減免等
町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに町税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第3節 生活基盤等の確保

- 1 水の安定的な供給
町は、水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- 2 公共的施設の適切な管理
道路等の管理者として、町は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）の適切な交付及び管理を、次のとおり行う。

【特殊標章等の意義】

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等

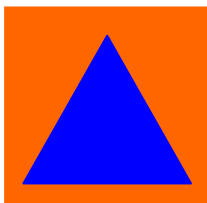
(1) 特殊標章

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形。）

(2) 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

(3) 識別対象国民保護関係者、保護のために使用される場所等。



(オレンジ色地に
青の正三角形)

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余地)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name:		
生年月日/Date of birth:		
この証明書の所持者は、次の資料において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書11）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol II) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue:	許可権者の署名/Signature of issuing authority:	
有効期限の満了日/Date of expiry:		

（日本丁 章細紋 Δ 7（緑 ア ム リ ム ー ト ル 緑 1 の ア ム リ ム ー ト ル））

(身分証明書のひな型)

裏面

身長/Height:	目の色/Eyes:	頭髮の色/Hair:
その他の特徴又は識別/Other distinguishing marks or information:		
写真/Photo of holder:		
所持者の写真 (PHOTO OF HOLDER)		
所持者の署名 (SIGNATURE OF HOLDER)		
印鑑/Stamp:	所持者の署名/Signature of holder:	

2 特殊標章等の交付及び管理

町長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 町長

- ・ 町の職員(消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ 水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を次のとおり行う。

第1節 基本的考え方（法第139条）

1 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

2 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 県に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

第2節 公共的施設の応急の復旧

1 町が管理するライフライン施設の応急の復旧

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

2 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧（法第141条）

町は、管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を次のとおり行う。

第1節 基本的考え方

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担するため、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等は、次のとおりである。

第1節 国民保護措置に要した費用の支弁，国への負担金の請求（法第159条）

1 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第2節 損失補償及び損害補償

1 損失補償（法第159条）

町は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

2 損害補償（法第160条）

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

第3節 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法161条）

町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

第1節 緊急処理事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章第2節に掲げるとおりである。

町は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

第2節 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。